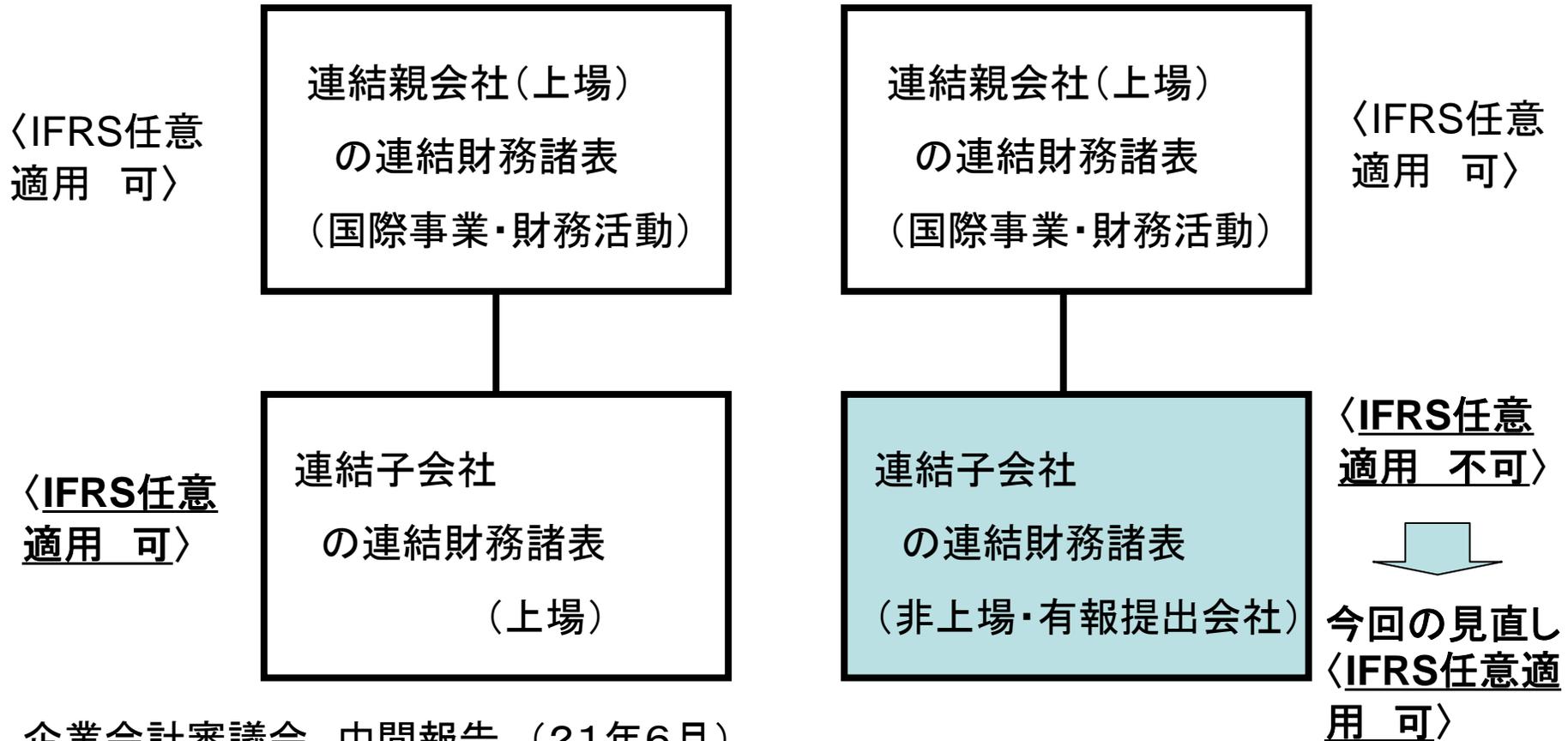


＜現行連結財規(21年12月施行)における子会社のIFRS任意適用＞



企業会計審議会 中間報告 (21年6月)

「具体的なIFRSの任意適用の対象となる企業の範囲については、(中略)国際的な財務・事業活動を行っている企業の連結財務諸表(およびその上場子会社等の連結財務諸表)を対象とすることが考えられる。」

「非上場企業への任意適用の取扱い」

国際的な財務・事業活動を行っている上場企業の子会社や連結財務諸表を作成する非上場企業及び近い将来上場を計画している非上場企業については、IFRSに基づく連結財務諸表等の作成を認めることのニーズはあると思われる。従って、これらも踏まえ、非上場企業に対しIFRSでの財務報告を認めるかどうかについては、改めて検討される必要があるものと考えられる。」